

広川町農業委員会

第 15 回総会議事録

令和 6 年 10 月 7 日

広川町農業委員会第 15 回総会議事録

令和 6 年 10 月 7 日広川町農業委員会第 15 回総会が広川町役場 3 階会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 報告事項 1 利用権を設定した農地の合意解約通知
- 報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知
- 報告事項 3 農地法施行規則第 29 条第 1 号の届出書
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 3 号 非農地証明に関する件
- 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による広川町農地利用集積計画の承認について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

農業委員

議席	氏名	議席	氏名
会長	古賀 秀之	6	稲員 繁広
会長代理	山村 佳代子	7	鐘ヶ江 百合子
1	中村 和浩	8	船越 誠治
2	萩尾 喜久夫	9	稲員 雅史
欠	丸山 敬二郎	10	野田 光浩
4	馬場 啓介	11	中島 隆二
5	渡邊 和江	12	古賀 貴美夫

農地利用最適化推進委員

議席	氏名	議席	氏名
15	田中 健一	22	弓削 和幸
16	姫野 剛	23	末安 富士子
欠	重松 嘉治	24	野田 隆文
18	小林 栄一	25	山下 淳
19	山下 憲繫	26	渡邊 和宏
欠	馬場 健作	欠	古賀 優
21	雨森 純司		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

農業委員会係長 川村 亮二 書記 梶原 脩慈 熊添 博

会長代理 山村佳代子 開会のあいさつ

事務局 出席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議長 本日は、報告事項 6 件、議案第 1 号 2 件、議案第 2 号 7 件、議案第 3 号 1 件、議案第 4 号 1 件です。慎重なる審議のほどをよろしく申し上げます。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられて申し上げます。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、2 番 萩尾喜久夫農業委員、10 番 野田光浩農業委員を指名し審議に移ります。農業委員会報告事項 1 利用権を設定した農地の合意解約通知について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 報告事項 1 利用権を設定した農地の合意解約通知について順位 1 大字久泉 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■、申請理由 解約後は別の耕作者と利用権設定をされる旨説明。

報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について順位 1 大字川上 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 順位 2 大字川上 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 相続に伴う所有権移転後、再度法人に貸付けられる旨説明。順位 3 大字太田 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 順位 4 大字太田 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 農地転用のため解約する旨説明。

議長 報告事項について事務局の説明が終わりましたが質問意見等はありませんか。

質問意見なし

報告事項 3 農地法施行規則第 29 条第 1 号の届出書について順位 1 大字広川 申請人：■■■■ 申請理由 200 m²以下の農業倉庫を建築されるため申請をされた旨説明。

議長 報告事項について事務局の説明が終わりましたが質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議長 質問意見も有りませんので、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件について附議します。順位 1 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字水原 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由 贈与。

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

16 番 姫野剛 推進委員 進入路もなくご自身での管理も難しいということで贈与をされるものですが審議をお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

8 番 船越誠治 農業委員 贈与となっていますが譲受人と親族関係にあるのですか

事務局 親族関係では無いようですが譲渡人の意向により贈与で所有権移転をされる途のことです。

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位 1 について承認される方の挙手を

求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 2 大字太田 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由 売買。

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

22 番 弓削和幸 推進委員 遠方に住んでいるため管理が困難であるため地元の方へ売買をされるといことですのでよろしくをお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 2 について承認される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字水原 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：一般住宅

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

16 番 姫野剛 推進委員 計画も一般住宅であり特段問題は無いと思われまますのでよろしくをお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について承認される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 2 大字長延 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：自家用及び従業員駐車場（一時転用）

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

18 番 小林栄一 推進委員 譲受人は近くで建設会社をされており従業員等の駐車場として借りられるということですので問題は無いと思われまますのでよろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見たもないようですので採決に移ります。順位 2 について承認される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 3 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 3 大字久泉 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由：特定建築条件付売買予定地（9 区画）

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

19 番 山下憲繁 推進委員 現地調査を行い申請地南側と西側に住宅があるため排水等の影響が無いか確認しました。南側については擁壁を施工し排水の影響が無いようにされるということです。また西側に住宅については開発地との間に側溝を設けて対応すると言うことを説明されて承諾を受けているということです。全体の排水の流れとしては西側の道路側溝へ流れ込むのですが町道との接合部については表面の排水を拾うためにグレーチングまた大きめの溜枘を設けてなるべく町道の側溝へ影響が無いように施工されると聞いています。

4 番 馬場啓介 農業委員 地区担当委員が欠席ですので代理で説明をさせていただきます。久泉分の申請地については所有者が家庭菜園として作付けをされていたようですが隣地が転用されるということですので、ご自身の所有地についても処分したいとの意向のようです。委員の承認については、先に日吉分については承認をされてあったため自分も承認しましたということです。

議長 担当委員さんの説明が終わりました、本日は計画面積も大きく排水等の関係もありますので申請人を総会に呼んでいますので入室願います。

申請人：■■■■、■■■■ 行政書士、■■■■ 土地家屋調査士

自己紹介

8 番 船越誠治 農業委員 説明をされる前に確認をさせていただいてよろしいでしょうか。譲渡人の中に■■■■の関係者が含まれていますが説明に参加されて問題は無いのでしょうか。

事務局 採決する時には退席をしてもらいますので、説明だけはしていただく形を取りたいと思います。

申請人より計画について説明

議長 申請人より説明がありました質疑がある方はお願いします。

9 番 稲員雅史 農業委員 申請人より説明がありましたが、先日現地調査を行った際に西側の住宅の方に計画について説明を受けたか確認をしました。境界立ち会いについては行ったが、図面等を見せてもらって具体的な説明は受けていないということでした。今現在も西

側の家と申請地については2メートルほどの高低差があり大雨時には雨水や土砂が宅地側に流れ込んできている状況とのことです。それと入り口付近道路については古賀区の土地があると言われていました。区の土地の件と西側の住宅方が説明を受けていないと食い違っている件について説明をお願いします。

申請人 まず土地の件について土地登記簿で確認したところ広川町の公衆用道路となっています。西側の住宅の方については2度ほど会って全体計画の説明や雨水については計画地の間に側溝を設けて対策を行うよう説明を行っています。西側の住宅の方に確認されたのはいつになりますか。

9番 稲員雅史 農業委員 現地調査をして確認したのは昨日のことになります。

議長 昨日の現地調査に行かれた他の委員にも確認したいと思います。

8番 船越誠治 農業委員 私も同行して確認した際に具体的な説明を受けていないということは私も聞いています。

23番 末安富士子 推進委員 水利関係についての話がありましたが、古賀区の水利関係については実行組合で協議して決定する仕組みになっています。今回の申請についても正式な手続きを取られていなかったため差戻している形になっているんだと思います。

事務局 水利委員の方に事前に状況を伺ったところ、やはり水路下流の重野モータース辺りが浸水しているためその点を心配されていました。水利承諾という話よりも浸水が起きないような対策を取ってほしいとの意見でした。整理すべき点としては申請地西側の住宅の方への説明と水利関係者が心配されている浸水対策の2点になると思われます。西側住宅の方への説明や浸水対策について説明することで解決に繋がると思います。

24番 野田隆文 推進委員 今現在、双方の認識が食い違っており、水掛け論になってしまっているのもう一度、当事者を集めて協議をし直すべきではないでしょうか。

議長 一旦議事を止めて休憩を入れさせていただきます。

休憩（5分間）

議事再開

申請人 先ほど申請地の西側の住宅の方とお会いして再度説明を行ってきましたのでご報告させていただきます。やはり話の中では計画図面は見せられておらず、具体的な説明が足りていなかったと言われました。やはり道路に流れてくる雨水について心配をされていました。実現出来るかは別にして要望として、道路の勾配を住宅側につけないことや元々、敷地の勾配は中学校側についていたが、現在の計画では全て西側に勾配がつけられているため、勾配を一部変えて東側にも流すような計画に出来ないか要望をされました。あと重野モータース付近については勾配もついているため普段は排水が出来ていると思いますが、やはり雨量が多いときには交差点になっているため水の流れも交錯するため溢れてしまうのが現状だと思われます。以上が確認したご報告になります。

議長 申請人からの報告について質問意見はありませんか。

4番 馬場啓介 農業委員 西側の住宅の方の要望にもありました通り、現在の計画では全て西側に流す計画となっていますが、一部久泉側にも流すような変更は出来ないのですか。

申請人 要望として言われましたので検討する余地はありますが、久泉側に流すとなると久泉の水利関係とも協議が必要になってくると思います。

23 番 末安富士子 推進委員 先ほどの報告について結局は説明がなされていなかったと言うことですか。

申請人 具体的な計画図面を見せていなかった点はありませんでしたが排水等の計画については説明をおこなっています。

24 番 野田隆文 推進委員 ここまで時間がかかって議論が進まない状況となっていますので議事を進める議長として今回は保留するなど方向性を示してもらいたいと思います。

議長 私としては中立な立場で議事を進めなければなりませんので皆さんのご意見を伺って最終的に判断したいと思います。

19 番 山下憲繁 推進委員 水利関係の承諾の件については今日判断がつく問題ではないため保留するしかないのではないのでしょうか。

出席農業委員に意見を伺う

議長 本日は採決もとれる状況では無いため順位 3 については保留とします。続きまして順位 4 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 4 大字久泉 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由：観光イベント用地及び駐車場（一時転用）

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

4 番 馬場啓介 農業委員 地区担当推進委員が欠席されていますので代わりに説明させていただきます。イチョウの観覧期間の一時転用であるため問題は無いと思われまますのでよろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 4 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 4 について承認される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 5 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 5 大字日吉 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由：露店出店用地（一時転用）

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

19 番 山下憲繁 推進委員 こちらもイチョウの観覧時期の露店出店のための一時転用であり問題は無いと思われまますのでよろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 5 について質問意見等ありましたらお願いします。

9 番 稲員雅史 農業委員 申請地は圃場整備地内の農地であるため土地改良区でも協議を行いました。観光目的での一時転用であり使用後は農地に復旧されるということで認めています。

4 番 馬場啓介 農業委員 申請地は交差点の歩道辺りになっていると思いますが車の駐車スペースはあるのでしょうか。

事務局 イチョウの観覧については広川球場の駐車場を解放しています。そちらに止められてイチョウの観覧に行かれる歩行者を見込んで出店されるようです。

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位 5 について承認される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 6 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 6 大字広川 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：重機置場

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

24 番 野田隆文 推進委員 申請地北側にため池がありますがそちらの水利関係の同意も得てあり問題は無いと思われまますのでよろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 6 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 6 について承認される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 7 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 7 大字藤田 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：観光農園駐車場

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

24 番 野田隆文 推進委員 地区担当委員が欠席ですので私から説明させていただきます。譲受人と譲渡人については同級生であり、以前より管理を頼まれていたそうです。今回譲渡人の意向もあり所有権移転をされるということですので問題は無いと思われまますのでよろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 7 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 7 について承認される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 3 号非農地証明に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字日吉 申請人：■■ ■■ 申請理由：過去に転用許可を受けており地目変更するため

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

19 番 山下憲繁 推進委員 現地は何もされておらず荒廃している状況です。以前転用許可を受けられて地目変更をされるための申請ですので問題は無いと思われまますのでよろしくお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について承認される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 続きまして議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による広川町農用地利用集積計画の承認について事務局の説明をお願いします。

事務局 利用権設定 18 件 29 筆

議長 事務局の説明が終わりましたので議案第 4 号について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問もないようですので採決に移ります。議案第 4 号について異議がない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。異議が無かった旨町長に報告いたします。

以上で審議はすべて終わりました。

会長代理 閉会のあいさつ